



鳥取県公報

平成13年10月2日(火)
第7321号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県立夢みなとタワーの利用料金の一部改正 (560) (観光課) 1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (561) (経営商業課) 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (562) (会計課) 3
教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (12) (高等学校課) 3
教委告示	平成14年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科生徒募集要項 (17) (小中学校課) ... 5
	平成14年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項 (18) (＼)13
	平成14年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部募集要項 (19) (＼)15
	平成14年度鳥取県立高等学校募集生徒数 (20) (高等学校課)15
調達公告	一般競争入札の実施 (会計課)18
正 誤	平成13年9月21日付鳥取県公報第7318号中訂正20

告 示

鳥取県告示第560号

平成13年7月10日付鳥取県告示第423号（鳥取県立夢みなとタワーの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第8条第2項の規定に基づき平成13年10月1日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成13年10月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
1 利用料金 (1) 展望室及び展示室の利用料				1 利用料金 (1) 展望室及び展示室の利用料				
展 望 室	個人	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	100円	個人	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	200円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	200円		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	500円
	団 体 (20人 以上の)	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	80円	団 体 (20 人以上の)	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	160円

展 示 室	ものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	160円	ものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円	
	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円		個人	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	80円			児童又は中学校の生徒	1人1回につき	160円
	団体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	80円		団体 (20人以上のものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	160円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	160円					
(2)~(4) 略					(2)~(4) 略				
2 略					2 略				

鳥取県告示第561号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年10月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ鳥取北ショッピングセンターイーストコート
鳥取市南隈115 - 1
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
変更前 開店時刻 午前10時（年間60日間午前9時）
変更後 開店時刻 午前9時
- 3 変更年月日
平成13年9月21日
- 4 届出年月日
平成13年9月14日
- 5 縦覧に供する書類
変更事項届出書及びその添付書類
- 6 縦覧に供する期間
平成13年10月2日から4月間
- 7 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第562号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

なお、平成13年9月28日付鳥取県告示第559号（収入証紙の小売りさばき人の指定について）は、廃止する。

平成13年10月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

指 定 年 月 日	指 定 番 号	住 所	名 称	売 り さ ば き 場 所
平成13年10月1日	629	鳥取市晩稲100 - 1	株式会社鳥取銀行ジャスコ鳥取北出張所	鳥取市晩稲100 - 1

教 育 委 員 会 規 則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年10月2日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第12号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後						改 正 前							
別表（第3条関係） 1 高等学校						別表（第3条関係） 1 高等学校							
高等学校名	課程名	学 科 名		修業年限	収容定員	所在地	高等学校名	課程名	学 科 名		修業年限	収容定員	所在地
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	1,120人	略	鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	1,160人	略
		理数学科	理数科	3年	80人				理数学科	理数科	3年	40人	
	略							略					

倉吉工業高等学校	全日制課程	工業学科	化学応用科	3年	38人	
略						
米子西高等学校	全日制課程	略	略	略	略	略
		家庭学科	生活文化科	3年	40人	
略						
米子南高等学校	全日制課程	商業学科	流通経済科	3年	40人	略
			会計情報科	3年	80人	
			情報システム科	3年	80人	
			流通会計科	3年	80人	
			情報処理科	3年	160人	
			社会科学科	3年	80人	
		家庭学科	生活文化科	3年	80人	
略						
淀江産業技術高等学校	全日制課程	農業学科	生産工学科	3年	30人	略
			家庭学科	食物調理科	3年	
略						
境港工業高等学校	全日制課程	工業学科	略			境港市竹内町925
			建築科	3年	114人	
日野高等学校	全日制課程	総合学科	略			略
			3年	480人		
2 略						
倉吉工業高等学校	全日制課程	工業学科	化学応用科	3年	76人	
略						
米子西高等学校	全日制課程	略	略	略	略	略
		家庭学科	生活文化科	3年	80人	
略						
米子南高等学校	全日制課程	商業学科	流通経済科	3年	80人	略
			会計情報科	3年	160人	
			情報システム科	3年	160人	
			流通会計科	3年	40人	
			情報処理科	3年	80人	
			社会科学科	3年	40人	
		家庭学科	生活文化科	3年	40人	
略						
淀江産業技術高等学校	全日制課程	農業学科	生産工学科	3年	60人	略
			食品産業科	3年	30人	
		家庭学科	食物調理科	3年	80人	
略						
境港工業高等学校	全日制課程	工業学科	略			境港市竹内町925
			建築科	3年	114人	
根雨高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	120人	日野郡日野町根雨字馬子田310
日野産業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	3年	40人	日野郡日野町黒坂1107
		農業学科	産業技術科	3年	38人	
日野高等学校	全日制課程	総合学科	略			略
2 略						

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第17号

鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科の生徒募集を、次の要項により実施する。

平成13年10月2日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

平成14年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 募集生徒数

(1) 高等部

普通科 単一障害学級、重複障害学級 11人

保健医療科 8人

(2) 専攻科

理療科 10人

2 出願資格を有する者

(1) 高等部

普通科の単一障害学級及び保健医療科にあっては視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあっては視覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成14年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 専攻科

視覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成14年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長（以下「鳥取盲学校長」という。）に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身（在学）学校長を経由することを要しない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書並びに専攻科にあっては、当該学校の卒業又は卒業見込み証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成14年2月1日（金）から同月8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、平成14年2月8日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取県立鳥取盲学校（以下「鳥取盲学校」という。）

(5) その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者）に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成14年3月7日（木）午前9時から午後4時30分まで（午前8時30分までに集合すること。）

(2) 場所

鳥取盲学校

(3) 学力検査実施教科等

ア 高等部

普通科 単一障害学級志願者 国語、社会、数学、理科及び英語

重複障害学級志願者 諸検査及び面接等

保健医療科 国語、社会及び適性検査

イ 専 攻 科 国語、理科、数学及び英語（盲学校の保健医療科を卒業した者にとっては、申出により数学又は英語のいずれかを保健医療に代えることができる。）

(4) その他

ア 筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

イ 重複障害学級志願者以外の者については、学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

6 合格者の発表

平成14年3月11日（月）正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願手続き

3に(1)に同じ。

(2) 出願期間

平成14年3月12日（火）から同月18日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、平成14年3月18日（月）までの消印があるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

(4) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成14年3月20日（水）午前9時から午後4時30分まで（午前8時30分までに集合すること。）

イ 場所

5の(2)に同じ。

ウ 学力検査実施教科

5の(3)に同じ。

エ その他

5の(4)に同じ。

(5) 合格者の発表

平成14年3月22日（金）正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

(3) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取盲学校（〒680 - 0151 岩美郡国府町宮下1265 電話 0857 - 23 - 5441ファクシミリ 0857 - 23 - 5442）に問い合わせること。

平成14年度鳥取県立鳥取聾^{ろう}学校高等部生徒募集要項

1 募集生徒数

普通科 単一障害学級、重複障害学級 11人

産業工芸科 8人
被服科

2 出願資格を有する者

普通科の単一障害学級並びに産業工芸科及び被服科にあっては聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28

年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあっては聴覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成14年3月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長(以下「鳥取聾学校長」という。)に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオーディオグラム(測定したものがなければ、鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。)で測定する。)を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成14年2月7日(木)から同月14日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成14年2月14日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成14年3月5日(火)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取聾学校

(3) 学力検査実施教科等

普通科	単一障害学級志願者	国語及び数学
	重複障害学級志願者	諸検査

産業工芸科 国語及び数学

被服科 国語及び数学

(4) その他

学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成14年3月12日(火)正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願手続

3の(1)に同じ。

(2) 出願期間

平成14年3月13日(水)から同月18日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成14年3月18日(月)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

(4) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成14年3月19日(火)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

イ 場所

5の(2)に同じ。

ウ 学力検査実施教科

5の(3)に同じ。

エ その他

5の(4)に同じ。

(5) 合格者の発表

平成14年3月20日(水)正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。

(3) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校(〒680-0151 岩美郡国府町宮下1261 電話 0857-23-2031、ファクシミリ 0857-27-8606)に問い合わせること。

平成14年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

鳥取県立白兔養護学校(以下「白兔養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級、訪問学級 45人

鳥取県立倉吉養護学校(以下「倉吉養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級、訪問学級 25人

鳥取県立米子養護学校(以下「米子養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級 30人

鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級、訪問学級 20人

鳥取県立鳥取養護学校(以下「鳥取養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級 11人

2 出願資格を有する者

(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校(ただし、米子養護学校には訪問学級は設けない。)

単一障害学級にあっては知的障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障害学級にあっては知的障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成14年3月に卒業する見

込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 皆生養護学校

単一障害学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当するものとする。

(3) 鳥取養護学校

単一障害学級にあっては病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して志願する養護学校の長に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書（鳥取養護学校にあっては、医師の診断書）を添えて志願する養護学校の長に提出するものとする。

(2) 出願期間

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成14年2月5日（火）から同月8日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、平成14年2月8日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成14年2月4日（月）から同月8日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、平成14年2月8日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

各養護学校

(5) その他

各養護学校の長は、入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

(1) 白兔養護学校にあっては、調査書等の審査及び面接の結果により行う。

(2) 倉吉養護学校及び米子養護学校にあっては、調査書等の審査、諸検査及び面接の結果により行う。

(3) 皆生養護学校の単一障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査又は観察及び面接の結果により行い、訪問学級にあっては調査書等の審査、観察及び面接の結果により行う。

(4) 鳥取養護学校の単一障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあっては調査書等の審査及び面接の結果により行う。

5 学力検査、面接等の日程等

(1) 白兔養護学校

ア 日時

平成14年2月21日(木) 午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

イ 場所

白兔養護学校

(2) 倉吉養護学校及び米子養護学校

ア 日時

平成14年2月21日(木) 午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

イ 場所

志願した養護学校

ウ 諸検査と面接

諸検査終了後、面接を実施する。

(3) 皆生養護学校

ア 学力検査

(ア) 日時

平成14年2月18日(月) 午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科等

単一障害学級 国語及び数学

重複障害学級 国語及び数学又は観察

訪問学級 観察

イ 面接

学力検査等終了後、面接を実施する。

(4) 鳥取養護学校

ア 学力検査(単一学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成14年2月19日(火) 午前9時20分から午後2時まで(午前9時までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取養護学校

(ウ) 学力検査実施教科等

国語、数学及び英語

イ 面接(志願者全員に対して実施)

(ア) 日時

単一障害学級の志願者にとっては学力検査終了後、重複障害学級にとっては午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること。)面接を実施する。

(イ) 場所

鳥取養護学校

6 合格者の発表

各養護学校において次の日時に発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成14年2月26日(火) 正午

(2) 皆生養護学校

平成14年2月21日(木) 正午

(3) 鳥取養護学校

平成14年2月22日(金) 正午

7 再募集の実施

合格者の発表に結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合は、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

ア 出願手続

3の(1)に同じ。

イ 出願期間

平成14年2月27日(水)から3月1日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、平成14年3月1日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

エ 面接の日程等

(ア) 日時

平成14年3月5日(火) 午前10時30分から(午前10時までに集合すること。)

(イ) 場所

志願した養護学校

オ 合格者の発表

平成14年3月7日(木) 正午に各養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。

(2) 皆生養護学校

ア 出願手続

3の(1)に同じ。

イ 出願期間

平成14年2月22日(金)から同月26日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成14年2月26日(火)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

エ 学力検査及び面接の日程等

(ア) 日時

平成14年3月1日(金) 午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科等

5の(3)の(ウ)に同じ。

(エ) 面接

学力検査終了後、面接を実施する。

オ 合格者の発表

平成14年3月5日(火) 正午に皆生養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。

(3) 鳥取養護学校

ア 出願手続

3の(1)に同じ。

イ 出願期間

平成14年2月22日(金)から同月27日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成14年2月25日(月)までの消印のあるものに限りに、受け付ける。

ウ 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

エ 学力検査及び面接の日程等

(ア) 日時

平成14年3月1日(金) 午前9時30分から(午前9時までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取養護学校

(ウ) 学力検査実施教科(単一障害学級の志願者に対してのみ実施)

国語及び数学

(エ) 面接(志願者全員に対して実施)

単一障害学級志願者にあつては学力検査終了後、重複障害学級の志願者にあつては午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること)、面接を実施する。

オ 合格者の発表

平成14年3月5日(火)正午に鳥取養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者その出身(在学)学校長に通知する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各養護学校の長が定める。

(2) 入学願書は、各養護学校で配布する。

(3) 生徒の募集に関する説明会を各養護学校において次の日時に開催する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成14年2月1日(金) 午前10時から

イ 皆生養護学校

平成14年1月11日(金) 午後1時30分から

ウ 鳥取養護学校

平成13年12月4日(火) 午後2時30分から

(4) 生徒の募集に関し不明なことは、次に問い合わせること。

白兔養護学校(〒689-0201 鳥取市伏野1550-1 電話 0857-59-0585、ファクシミリ 0857-59-1237)

倉吉養護学校(〒682-0836 倉吉市長坂新町1231 電話 0858-28-3500、ファクシミリ 0858-28-1144)

米子養護学校(〒689-3543 米子市蚊屋343 電話 0859-27-3411、ファクシミリ 0859-27-3411)

皆生養護学校(〒683-0004 米子市上福原七丁目13-4 電話 0859-22-6583、ファクシミリ 0859-22-6571)

鳥取養護学校(〒680-0901 鳥取市江津260 電話 0857-26-3601、ファクシミリ 0857-27-3207)

鳥取県教育委員会告示第18号

平成14年度鳥取県立鳥取^{ろう}聾学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成13年10月2日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

1 募集幼児数

(1) 鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。) 幼稚部

平成8年4月2日から平成9年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。) 3人

平成9年4月2日から平成10年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。) 6人

平成10年4月2日から平成11年4月1日までに出生した幼児(以下「3歳児」という。) 7人

(2) 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校(以下「ひまわり分校」という。) 幼稚部

5歳児 7人

4歳児 6人

3歳児 7人

2 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のもの

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム(測定したものがなければ、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。)を添えて鳥取県立鳥取聾学校長(以下「鳥取聾学校長」という。)に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成14年1月28日(月)から同年2月1日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、平成14年2月1日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成14年2月18日(月)午前9時30分から午前11時30分まで

(2) 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) 内容

ア 幼児との面接

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成14年2月22日(金)正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校又はひまわり分校で交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校(〒680-0151 岩美郡国府町宮下1261 電話 0857-23-2031、ファクシミリ 0857-27-8606)又はひまわり分校(〒683-0004 米子市上福原七丁目13-2 電話 0859-23-2810、ファクシミリ 0859-23-2810)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第19号

平成14年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成13年10月2日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

平成14年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項**1 募集幼児数**

平成8年4月2日から平成9年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」という。） 5人

平成9年4月2日から平成10年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」という。） 7人

2 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、肢体不自由の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度のもの

3 出願方法**(1) 出願手続**

入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校長（以下「皆生養護学校長」という。）に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）。

(2) 出願期間及び受付場所**ア 出願期間**

(ア) 平成14年1月28日（月）から同年2月1日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、平成14年2月1日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）

(3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成14年2月18日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 皆生養護学校

(3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成14年2月21日（木）正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

(2) 入学志願書の用紙は、皆生養護学校で交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、皆生養護学校（〒683-0004 米子市上福原七丁目13-4 電話 0859-22-6583、ファクシミリ 0859-22-6571）に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第20号

平成14年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成13年10月2日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

1 全日制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取東高等学校	普通学科	普通科	360人
	理数学科	理数科	40人
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	400人。 ただし、人文科学コース、 自然科学コース各40人、総 合科学コース320人とする。
鳥取商業高等学校	商業学科	商業科	120人
		国際経済科	40人
		情報管理科	80人
	英語学科	英語科	80人
鳥取工業高等学校	工業学科	機械科	38人
		電気科	38人
		制御・情報科	38人
		建築環境科	38人
		都市環境科	38人
	理数工学学科	理数工学科	40人
鳥取湖陵高等学校	農業学科	食品システム科	38人
		緑地デザイン科	38人
	工業学科	電子機械科	38人
		電子電気科	38人
	家庭学科	人間環境科	40人
	情報学科	情報科学科	40人
岩美高等学校	普通学科	普通科	160人。 ただし、文理コース80人、 情報ビジネスコース、健 康福祉コース各40人とす る。
八頭高等学校	普通学科	普通科	280人。 ただし、総合コース240人、 体育コース40人とする。
	国際英語学科	国際英語科	40人
	理数学科	理数科	40人
智頭農林高等学校	農業学科	園芸科学科	} 80人
		森林科学科	
		環境科学科	
	家庭学科	生活デザイン科	40人

青谷高等学校	総 合	学 科	160人
倉吉東高等学校	普 通 学 科	普 通 科	240人。 ただし、文理學術コース 40人、総合科学コース200 人とする。
倉吉西高等学校	普 通 学 科	普 通 科	200人
倉吉農業高等学校	農 業 学 科	農 林 科	} 80人
		園 芸 科	
		畜 産 科	
		生 活 科 学 科	38人
倉吉産業高等学校	商 業 学 科	会 計 科	40人
		情 報 処 理 科	40人
	家 庭 学 科	生 活 デ ザ イ ン 科	80人
倉吉工業高等学校	工 業 学 科	機 械 科	38人
		電 気 科	38人
		情 報 技 術 科	38人
		環 境 建 設 科	38人
由良育英高等学校	普 通 学 科	普 通 科	200人。 ただし、そのうち40人は 体育コ - スとする。
赤碕高等学校	普 通 学 科	普 通 科	120人。 ただし、文理コース、情 報ビジネスコース、健康 スポーツコース各40人と する。
米子東高等学校	普 通 学 科	普 通 科	360人。 ただし、生命科学コース 40人、普通コース320人と する。
米子西高等学校	普 通 学 科	普 通 科	320人。 ただし、人文科学コース、 数理科学コース、健康科 学コース各40人、普通コ ース200人とする。
米子高等学校	総 合	学 科	160人
米子南高等学校	商 業 学 科	流 通 会 計 科	40人
		情 報 処 理 科	80人
		社 会 科 学 科	40人
	家 庭 学 科	生 活 文 化 科	40人。 ただし、環境文化コース、 調理コース各20人とす る。
		電 子 機 械 科	38人

米子工業高等学校	工業学科	電気科	38人
		情報電子科	38人
		土木科	38人
		材料化学科	38人
境高等学校	普通学科	普通科	240人
	家庭学科	家庭科学科	40人
境水産高等学校	水産学科	海洋工学科	} 60人
		情報通信科	
		食品経済科	38人
境港工業高等学校	工業学科	電子機械科	38人
		電子電気科	38人
		電子情報科	38人
		建築科	38人
日野高等学校	総合学 科		160人
(全日制課程 計)			5,492人

2 定時制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	40人
鳥取湖陵高等学校 美和分校	農業学科	産業基礎科	} 38人
		生活科学科	
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	40人
米子東高等学校	普通学科	普通科	40人
(定時制課程 計)			158人

3 通信制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	約100人
米子東高等学校	普通学科	普通科	約100人
(通信制課程 計)			約200人

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年10月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1) 調達物品の名称及び数量

無機薄膜製膜装置 1式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成14年2月15日(金)

(4) 納入場所

鳥取市若葉台南七丁目1-1 鳥取県産業技術センター

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第486号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器に登録されている者であること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成13年10月2日(火)から同年11月13日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成13年10月10日(水)午後1時30分

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年11月13日(火)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成13年11月13日(火)正午までとする。)

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成13年10月31日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成13年9月21日付鳥取県公報第7318号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
9	21	橋 長：L = 275.0m	橋 長：L = 175.0m